

三、米專賣案

米價統制の上には最も有効であらう、然しながら現行のあらゆる專賣がそうであるやうに、その專賣機關を何入が掌握するかによつて米專賣が、大衆の利益になるかならぬかと決定する、資本主義經濟下にあつて米專賣機關だけを搾取と同義語にまでなつてゐる資本主義國家が統制外におくであらうか。

ブルジョア政黨及地主機關の對策

政友會―地主を多數包含する政友會だけに米價對策に關しては熱心であるが、特殊の對策はなく、唯政府の米價對策案に對して容喩するだけだ、第一は即時米買上げを要望し、第二に米穀統制法中の米生産費を二十五圓乃至三十圓に引上げよといふ。爲政機關に席がないだけに聲だけは大きい、減反案には地主の立場から反對してゐる。

民政黨―徹頭徹尾米穀統制法の効果に信頼し唯その繰上實施を高唱

する

帝國農會―内地地主の利害擁護の點で、減反案に不贊成を唱へ、植民地米移入制限を主張すると同時に、米生産費の引上げを要求する

改正米穀統制法

最近の米價慘落は、來る十一月一日發動の改正米穀統制法の實力を殆ど無視せる觀があるが、事實今次のそれが現行米穀法より、どれ丈の効果あるかは、全然望まれないが、現行法との相異點に關し、分析を行つてみよう。

今次の米穀統制法の要點としてよくあげられるものは、

一、最高最低價格の公定

二、右公定價格は米穀生産費、家計費及物價其他の經濟事情を參酌して定む

三、右公定價格以上に騰落する場合は賣渡買上を行ふ